

本庁舎の解体工事を行っています

新庁舎建設に伴い、本庁舎旧館および別館の解体工事を9月末までに完了するよう工事を行っています。別館の建物解体を終え、現在、旧館の建物解体を行っているところです。

工事期間中は、来庁者の安全確保のため、駐車場の制限などがありますので線路下の大手浜駐車場をご利用ください。

市民皆さんにはご不便やご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



解体工事中的の本庁舎旧館



本庁舎別館解体工事

▶問い合わせ先 総務課庁舎建設推進室 (☎ 63-1111 内線 153)

犬を飼っている人へ

あなたの飼い犬、登録されていますか？

犬（生後91日以上）の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬の登録が義務付けられています。まだ登録していない人や新しく犬を飼い始めた人は、環境課または有明支所で登録を済ませてください。

登録されると鑑札を交付しますので、首輪に付けてください。

▶登録手数料…1頭につき3000円



転入転出・転居・飼い主の変更・死亡など

犬の登録内容に変更が生じたときは、届出が必要です。その際、どのような手続きを取ったらいいかわからないときは、まず環境課に電話してください。必要な手続きを案内します。

狂犬病予防注射は済んでいますか？

狂犬病は、全世界で毎年約5万人以上の方が発症し、亡くなっている大変怖い感染症です。狂犬病予防注射の接種率が7割を超えれば、発生した場合に狂犬病の広がりを抑えられるとされています。飼い犬を守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所、他の動物への感染を防ぐためにも、予防注射を受けさせましょう。

未接種の犬は、動物病院で接種を受け、病院から発行された「狂犬病予防注射済証」を環境課または有明支所に提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

▶注射済票発行手数料…1頭につき550円



▶申し込み・問い合わせ先

環境課環境班 (☎ 63-1111 内線 194)

有明支所 (☎ 68-1111)